○農林水産省告示第千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字大中尾一〇二の一、一〇二の三、八〇九の一、八〇九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大中尾一〇二の一・八〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字江田一四六四の一、一四六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江田一四六四の一・一四六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町寺内字三ツケ谷二一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県知多郡東浦町大字緒川字上高根台九七、九八、一〇〇から一〇五まで、一〇七から一一〇まで、一一二、一一七、一一八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町河原田字カナリ一四九〇の一から一四九〇の四まで、波賀町上野字墓地一七九五の二（次の図に示す部分に限る。）、一七九五の四から一七九五の一四まで、一七九五の二八、一七九五の二九、一七九五の三五、一七九五の三七、一七九五の三八、一七九五の四〇から一七九五の四六まで、一七九五の五〇、字中谷一七九三の一から一七九三の四まで、一七九三の六、一七九三の七、一七九三の八（次の図に示す部分に限る。）、一七九三の九、一七九三の一七、一七九三の二〇、一七九三の二四、一七九三の二九、一七九三の三一から一七九三の四三まで、波賀町皆木字中谷九〇三の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町・平取町・新冠郡新冠町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町・平取町・新冠町（以上三町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町中之内字木屋ヶ迫七三六九の二、七三七〇の一から七三七〇の九まで、七三七一の一、七三七一の三、七三七一の四、末吉町岩崎字狐ヶ迫段六五九五の一、六五九五の二、六五九六、六五九七の四、財部町南俣字八ヶ代上九二六一の七、九二六二、九二六五